

インド特許法の基礎(第19回)

～外国出願許可と秘密保持命令(2)～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

国防に関連する機密情報の国外流出を防ぐため、外国へ直接特許出願を行おうとする者に対して、外国出願許可（FFL：Foreign Filing License）の取得を義務付ける国がある。インドもその一つである。インドに居住する者は、原則として外国出願許可を取得しなければインド国外で特許出願を行い、又はさせてはならない（第39条）。インド特許庁に対してPCT国際出願を行う場合の外国出願許可の取り扱いに関する判決を紹介する（W.O. (C) 1631/2013）。

2. 外国出願許可の概要

(1) インドに居住する者は、原則として外国出願許可を取得しなければインド国外で特許出願を行い、又はさせてはならない（第39条(1)）。外国出願許可の規定に違反した場合、対応するインド特許出願は放棄されたものとみなされ、付与後の特許は第64条に基づいて取り消される。また、秘密保持命令又は外国出願許可の規定に違反した者は、禁固又は罰金に処される（第118条）。

ただし、インド国外における特許出願の6週間以上前に、当該発明についてインドに特許出願が行われており、秘密保持命令（第35条）が発せられていない場合、外国出願許可の取得は不要である。

(2) 最初の出願がPCT国際出願である場合

インドへ特許出願を行うこと無く、最初にPCT国際出願を行うことが可能である。PCT国際出願は、出願人の選択によって、出願人の住所がある締約国の国内官庁又は国際事務局に対して行うことができる（PCT規則19.1）。国際事務局を受理官庁としてPCT国際出願を行う場合は、事前に外国出願許可を得る必要がある（「特許庁の特許実務及び手続の手引（インド）」、項目07.02.02）。しかし、インド特許庁を受理官庁としてPCT国際出願を行う場合は、PCT国際出願と共に様式25による外国出願許可の申請を行うこともできる（「特許庁の特許実務及び手続の手引（インド）」、項目07.02.02）。

3. 事実関係

出願人は、外国出願許可申請書（様式25）と共にニューデリーのインド特許庁へPCT国際出

1 https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/201103_tokkyo_01.pdf